

令和元年10月1日から幼児教育・保育の**無償化**がスタート。

認可外保育施設等を利用される方はご確認ください。

無償化の対象・利用料

【対象者・利用料】

- ◆ 無償化の対象となるためには、お住まいの市区町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
 - (注1) 認可外保育施設は、認可保育所に入れず、やむを得ず利用される方がいらっしゃることを踏まえ、無償化の対象となりました。認可保育所や認定こども園等を利用できていない方が対象となります。
 - (注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、詳しくはお住まいの市区町村にご確認ください。
 - (注3) 認可保育所等に申し込みをした方で、既に認定を受けている方については、改めての認定申請は不要です。
- ◆ 3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもたちは、月額37,000円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたちは月額42,000円までの利用料が無償化の対象となります。
 - ※3歳児クラス：4月1日時点で3歳の誕生日を迎えている子どものクラス
- ◆ 幼稚園や認定こども園（1号認定）の園を利用している場合、その園の預かり保育提供時間が一定の基準未満の場合は、認可外保育施設等の利用部分の一部も無償化の対象となります。
 - ※一定の基準未満：「平日の開所時間が8時間未満」もしくは「年間開所日数が200日未満」
- ◆ 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。

【対象となる施設・事業】

- 認可外保育施設
- 一時預かり事業（保育所等で実施される一時預かり）
- 病児保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業

※認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設や認可外の事業所内保育施設などを指します。

※無償化の対象となる認可外保育施設は、市町村に届出を行い、国が定める基準を遵守し、市町村から確認を受けている施設のみ対象となります。

保育の必要性の認定

- ◆ 以下の支給要件に該当する場合、町から保育の必要性の認定が受けられます。

認定区分	支給要件
新2号認定	「 満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した子ども 」で、保育を必要性（保護者ごとに就労等が必要）がある子ども
新3号認定	「 0歳から満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子ども 」で、保育の必要性（保護者ごとに就労等が必要）があり、住民税非課税世帯の子ども

●保育を必要とする要件

保護者のいずれもが、以下のいずれかの内容に該当することが必要です。

- 就労（フルタイムのほか、パートタイムや居宅内の労働など。）：就労時間が1日4時間以上、週3日、月48時間以上就労していることが要件となります。（日曜及び祝日の就労については就労日数に含みません。）
- 妊娠・出産
- 保護者の疾病・障害
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 育児休業
- 虐待やDVのおそれがあること
- その他、上記に類する状態として町が認める場合

【施設を無償で利用するための手続き】

町から「新2号認定」または「新3号認定」を受けるためには、申請書の提出が必要です。

※認可外保育施設等の利用料は、保護者が施設に利用料を支払った後、保護者から町に償還払いの申請をしていただき、町で内容審査後お支払いをする形を予定しています。なお、申請時期や支払回数などは町で検討中です。